

難病対策について

【担当省庁：厚生労働省】

1 認定業務等に係る財政措置の拡充

- 指定難病における特定医療費については、毎年5%程度対象者が増加し、認定作業負担が過重となっている。

平成30年度から大都市特例により政令市が認定業務を担うこととなるが、業務の円滑な移行を図るためにも、**地方自治体が必要とする職員数や事務負担の実態を把握した上で、国が確実に財政措置**を講じていただきたい。

- また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行後の経過措置期間が終了することに伴い、審査業務が増加することから、**職員配置等について財政措置**を講じていただきたい。

京 都 府 の 担 当 課	健康福祉部 健康対策課 (075-414-4722)
------------------	----------------------------

- 特定疾患治療研究事業及び難病法による医療費助成受給者数
 - ▶ 平成27年度からの新制度以降、対象者が大幅に増えている

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
京都府	15,260	16,088	16,953	18,039	18,848	19,819	20,775	21,804	23,545
(対前年)	(-)	(828)	(865)	(1,086)	(809)	(971)	(956)	(1,029)	(1,741)
うち 京都市	8,539	9,126	9,521	10,088	10,501	11,036	11,518	12,112	13,197

→新制度

- 経過措置期間終了に伴う増加事務

- ▶ H27年1月以降の新規申請者と同様に、重症度分類で一定以上に該当することが認定要件に追加されることに伴う審査に係る事務
- ▶ 軽症者特例（重症度に係る認定要件を満たさない者でも医療費が高額となる場合には医療費の助成対象とする特例）に係る通知や、それに伴う審査に係る事務
- ▶ 経過措置対象者数：17,691人（平成29年3月31日現在）

- 平成27年1月1日改正による主な変更点

- ▶ 低所得者の自己負担が発生している

	改正前	改正後（平成29年4月1日現在）
指定難病数	56疾病	330疾病
主な自己負担上限額		
市町村民税 非課税世帯	自己負担なし	低所得1：2,500円/月 低所得2：5,000円/月
入院時の 食事負担	負担なし	入院時の食事負担：1食260円 (※経過措置対象：1食130円)

低所得1：本人年収80万円以下

低所得2：本人年収80万～160万円以下